

2026年2月27日

## 「〈ひろぎん〉ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の実行について 【株式会社イーシーサービス】

株式会社広島銀行（頭取 清宗 一男）では、「〈ひろぎん〉ポジティブ・インパクト・ファイナンス」を実行しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 案件概要（「〈ひろぎん〉ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要は【別紙 1】をご参照ください）

融資実行日	2026年2月27日
融資金額	1億円
融資期間 (モニタリング期間)	7年
インパクト評価	広島銀行が実施（評価書：【別紙 2】）
第三者意見	株式会社日本格付研究所（JCR）が実施

### 2. 企業概要

会社名	株式会社イーシーサービス
所在地	広島県広島市安佐北区口田南二丁目16番26号
代表者	笠原 恵視子
業種	切断穿孔業
事業内容等	舗装切断工事専門 コンクリート構造物切断穿孔工事

以上



広島銀行では、SDGs への取組みを強化しております。

【SDGs（Sustainable Development Goals）持続可能な開発目標】  
2015年9月に国連で採択された、経済・社会・環境のあり方についての  
2030年までの世界共通目標。持続可能な開発のための17の目標と169  
のターゲットで構成。

### 本件に関するお問い合わせ先

株式会社広島銀行  
営業企画部 法人企画室  
TEL (082) 247-5151 (代表)

## 「〈ひろぎん〉ポジティブ・インパクト・ファイナンス」について

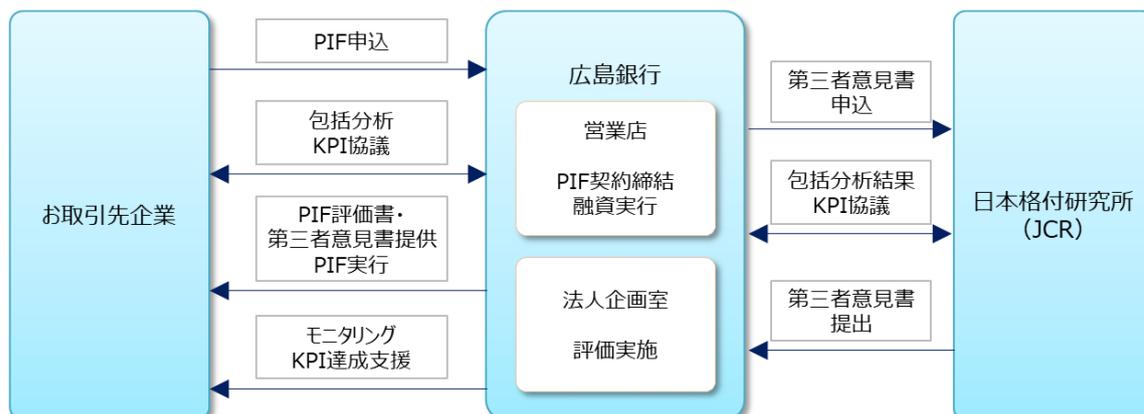
### ○特長

- ・国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定したポジティブインパクト金融原則に基づき、当行が、企業の SDGs や ESG に関連する取組みや本業との関連性等を分析し、事業活動が環境・社会・経済に与える影響（インパクト）を特定します。これを基に設定された K P I（成果指標）について、当行が定期的にモニタリングを実施します。
- ・ポジティブインパクト金融原則への適合性の確認と評価の透明性を確保するための第三者意見は、株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という）から取得します。
- ・融資実行時に当行よりニュースリリースを行い、サステナビリティへの取組みの对外公表をご支援します。（別途 JCR から第三者意見が公表されます）

### ○商品概要

商品名	〈ひろぎん〉ポジティブ・インパクト・ファイナンス
取扱店	全店
対象となる方	SDGs/ESG に取組んでおり(もしくはこれから取組む予定であり)以下をすべて満たす法人のお客さま ・外部評価を取得(KPI 設定含む)し、对外公表すること ・設定した目標/KPI の達成状況へのモニタリングに対応できること
お使用みち	運転資金・設備資金
ご融資金額	1 億円以上
ご融資期間	3 年以上(固定金利の場合、10 年以内)
ご融資利率	当行所定の金利
ご融資形式	証書貸付
ご返済方法	当行所定の審査によります
担保・保証人	
取扱手数料	組成難易度に応じてスキーム構築手数料が必要となります（JCR からの第三者意見取得費用を含みます）

（ご参考：商品スキーム）



## ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象会社：株式会社イーシーサービス

2026年2月27日

株式会社広島銀行

---

---

株式会社広島銀行は、株式会社イーシーサービス（以下、「イーシーサービス」という）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たり、イーシーサービスの企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中小企業（※ 1）に対するファイナンスに適用しています。

※ 1 IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

## 目次

1. 今回実施予定の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要	1
2. 株式会社イーシーサービスの概要	1
2-1. 基本情報	1
2-2. 切断穿孔業の誕生と創業	2
2-3. 企業理念	3
2-4. 事業活動	4
(1) 施工技術	4
(2) イーシーサービスの特徴	7
2-5. 業界動向	8
2-6. 新製品の開発	9
3. サステナビリティ活動	11
3-1. 社会面での活動	11
(1) 自然災害	11
(2) 健康及び安全性	11
(3) 教育、社会的保護	12
(4) 雇用、社会的保護、ジェンダー平等、民族・人種平等、年齢差別、その他の社会的弱者	13
(5) 文化と伝統	13
(6) 賃金、社会的保護	14
3-2. 社会経済面での活動	14
(1) インフラ整備	14
(2) 地域貢献	14
3-3. 自然環境面での活動	14
(1) 気候の安定性	14
(2) 水域、土壌、生物種、生息地、廃棄物	14
(3) 資源強度	15
(4) 騒音	15
4. 包括的分析	16
4-1. UNEP-FI のインパクト分析ツールを用いた分析	16
4-2. 個別要因を加味したインパクトエリア／トピックの特定	17
4-3. 特定されたインパクトエリア／トピックとサステナビリティ活動の関連性	18
(1) 社会面のインパクト	18
(2) 社会経済面のインパクト	19
(3) 自然環境面のインパクト	19
5. KPI 設定	20
(1) 社会面	20
(2) 自然環境面	23
6. マネジメント体制	24
7. モニタリング	24

---

## 1. 今回実施予定の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

企業名	株式会社イーシーサービス
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	2026年2月27日～2033年2月20日
モニタリング期間	7年

## 2. 株式会社イーシーサービスの概要

### 2-1. 基本情報

企業名	株式会社イーシーサービス
所在地	広島県広島市安佐北区口田南二丁目16番26号
設立年月日	1972年7月28日
従業員数	28人（2025年12月末） 役員 4人、正社員 23人、パート1人
資本金	10百万円
業種	切断穿孔業
事業内容	道路舗装切断工事専門 切断穿孔工事
登録	【建設業許可】国土交通大臣許可（般-1）第20719号 【産業廃棄物集収運搬業許可】中国5県・大阪・兵庫・福岡・愛媛・香川・徳島 【産業廃棄物処分業許可（中間処理）】広島市・倉敷市
資格	1級土木施工管理技士 1名 2級土木施工管理技士 5名 登録切断穿孔基幹技能者 10名 厚生労働省認定コンクリート等切断穿孔技士13名 職長安全衛生責任者 教育修了者 16名
関連会社	株式会社カサノ工業

沿革	1969年（S44）9月	笠原延元氏がアスファルトやコンクリート切断を業とする広島江島組を創業
	1972年（S47）7月	株式会社広島江島組設立、代表取締役笠原延元氏
	1973年（S48）9月	福山事業所開設
	1980年（S55）2月	倉敷事業所開設
	1980年（S55）3月	機械開発・製造を業とする有限会社カサノ工業設立、代表取締役笠原延元氏
	1990年（H2）6月	株式会社広島江島組が株式会社イーシーサービスに社名変更
	1994年（H6）4月	ドライカッター（目地用）開発
	2000年（H12）2月	有限会社カサノ工業が株式会社カサノ工業へ組織変更
	2005年（H17）11月	森重産業株式会社を買収、子会社化
	2011年（H23）11月	森重産業株式会社を吸収合併
	2013年（H25）5月	株式会社イーシーサービスにおいて、笠原延元氏から笠原恵視子氏へ代表取締役変更
2021年（R3）9月	株式会社カサノ工業において、笠原延元氏から笠原恵視子氏へ代表取締役変更	

## 2-2. 切断穿孔業の誕生と創業

切断穿孔工事は、ダイヤモンド工具などを使ってコンクリートを切断したり穴を開けたりする専門的な工事で、建設業の27種類の専門工事のうち「とび・土木・コンクリート工事」に分類される。

コンクリートカッターは、コンクリートやアスファルトなどを切断する特殊建設機械であり、1900年頃に欧州で開発された石材の切断技術をヒントとして考案され、わが国では1946年頃に、横田基地の滑走道路で米軍が使用したのが最初とされる。1964年、この技術を道路舗装の切断工程に取り入れた江島組が東京に発足し、現在も使用されるコンクリートカッターの原型をつくった。

先代社長の故・笠原延元氏（以下、「先代の笠原氏」という）は、江島組で習得したコンクリートカッター技術を広島県に持ち帰り、1969年広島江島組を創業した。その後、施工会社の株式会社広島江島組と開発会社の有限会社カサノ工業を設立した。

本社建物



コンクリートカッター



（資料）イーシーサービス提供資料

## 2-3. 企業理念

1990年6月、社名を株式会社広島江島組から株式会社イーシーセルビスに変更している。「イーシー」は、コンクリートカッターなど切断穿孔業を営む広島江島組の「江島（E）+カッター（C）」であり、「セルビス」はフランス語で「サービス」を意味する。

「私たちは単なる施工会社ではない。目配り・気配りの利いた付加価値を提供する企業である」ことを示すために、「セルビス」という言葉を用いている。より良い仕事をする覚悟を社名に込めている。



イーシーセルビスは、事業活動において大切にしている価値観、果たすべき使命や責任を以下の通り明文化している。

### <企業理念>

日本のインフラを安全に確実に次世代へ提供し続けることに貢献してまいります。

その為の技術とノウハウを次世代へ引き継いでいく事が  
我々の使命であると考えます。

また、10年後のビジョンとして以下の通り業容の拡大を掲げる。その重要な目的は、社会インフラ維持への貢献とともに、自社従業員とその家族の生活や夢を支える収入アップに資するためである。

### <ビジョン>

2036年5月末時点で売上6億円、従業員32名を目指す。

### ～エピソード～

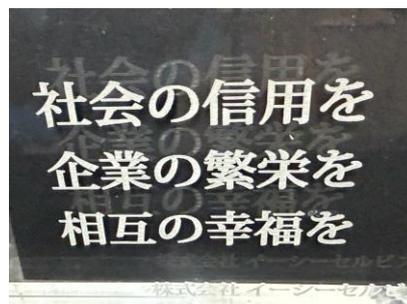
先代の笠原氏が、仕事の取り組み方に対して薫陶を受けた人物に、自動車部品製造の河西工業株式会社（東証スタンダード上場、以下、「河西工業」という）の創業者故・河西史郎氏（以下、「河西氏」という）がいる。河西氏は先代の笠原氏のおじにあたる。

偶然出会った東京駅のプラットフォームで、河西氏は、若い自分の甥の姿に「頑張れよ」と一言添えて現金を渡した。先代の笠原氏は、金銭を与えられたのではなく、貸してもらえたことに、「必ず成功しろよ」という激励とともに「信頼」を寄せてもらえたと意気を感じたという。

社長デスクには、河西工業の社訓が刻まれたプレートが置いてある。

「社会の信用を、企業の繁栄を、相互の幸福を」の精神は現在のイーシーセルビスにも息づいている。

河西工業の社訓プレート



(資料) イーシーセルビス提供資料

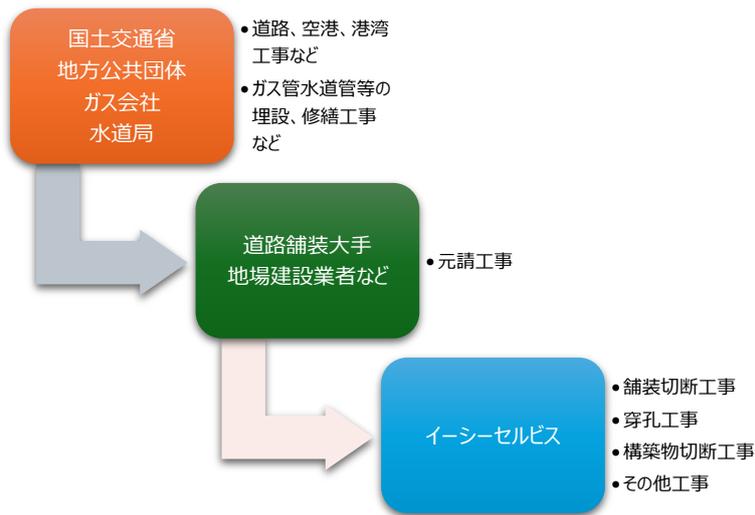
## 2-4. 事業活動

イーシーサービスは、切断穿孔業を営んでおり、舗装道路の修繕や上下水道・電気・ガスなどの埋設工事、地下鉄工事などの初期工事として請け負う舗装切断工事が売上の8割を占める。

このほか高速道路や空港滑走路のスリップ止め施工（舗装上に幅6mm、深さ6mm程度の溝をつくる工事）、コンクリート構築物の穿孔工事（穴をあける工事）、建物や橋梁などの解体時などのコンクリート構築物の切断、コンクリート床面研磨などを行っている。

広島本社のほか、広島県福山市、岡山県倉敷市、山口県岩国市に拠点を置き、施工エリアは中国地方、四国地方、九州地方、関西地方など西日本全域のほか東海エリアにも一部対応している。

主な商流としては、国や地方公共団体が発注する元請工事に対する初期工事として、道路舗装大手や地場建設会社から受注する機会が多い。



### (1) 施工技術

イーシーサービスは切断穿孔業者として以下のような施工技術を保有している。



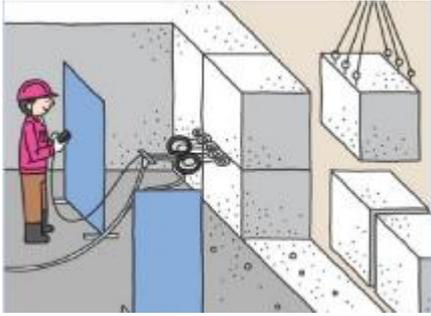
#### 道路切断工事（コンクリートカッター工法）

道路の修繕や上下水道、ガス管など埋設工事などの際に、舗装を切断し、工事ができる状態にする。コンクリートカッター（切断機）を使用し施工。コンクリートカッターは、主にエンジンを動力としダイヤモンドブレードを高速回転させて切断する。



#### 穿孔工事（コアドリリング工法）

ビルや橋などのコンクリート構築物や道路などを穿孔（穴あけ）する。ダイヤモンドチップをドリルの先端に取り付け、穴をあける。従来のハツリと比較すると、穿孔精度が高く、騒音・振動・粉塵が少ない。



#### 構築物の切断（ワイヤーソーイング工法）

大規模建物・橋梁などの解体。  
ダイヤモンド粒子を施したスチールワイヤーを機械によって、高速回転させて切断。  
無振動、低騒音で大断面のコンクリート構造物を切断できる。



#### 構築物の切断（ウォールソーイング工法）

増改築などに適した工法。  
被切断物の予定切断線に沿ってレールを設置し、ダイヤモンドブレードで被切断物を切断する。  
切断精度が要求される工事に適している。



#### W2R 工法（既設側溝リニューアル工法）

既設側溝の不要部分を専用カッターによって側溝内側より切断した後に、蓋を設置して側溝をリニューアルする工法。  
周辺住民などに影響の非常に少ない、環境に大変優しい工法

（資料）イーシーサービス HP、提供資料より抜粋

### ～ イーシーサービスの施工事例 ～

融雪水処理溝切削 特殊切断 V カット



屋上駐車場（ドライ工法）



道路修繕（ウエット工法）



穿孔工事（コアドリリング工法）



自走式コアボーリングマシン（自社開発）



商業施設床面（床面鏡面化仕上げ）



舗装の保護工事（目地注入）



構造物改修工事（ウォールソーイング工法）



構造物切断工事（ワイヤーソーイング工法）



（資料） イーシーサービス HP、提供資料より

## （２） イーシーサービスの特徴

イーシーサービスは、以下の通り事業を進めるうえで優位な特徴を有している。

### ① 経験ある優秀な人材が多数在籍

イーシーサービスには、切断穿孔工事で培った高い技術力・経験・ノウハウを有する社員が多数在籍している。切断穿孔工事は、免許や技能講習受講が必須となる作業が多いが、特に社員の技術力向上に注力し、資格取得も奨励している。その為、工事品質面、安全面、効率面で優れている。

### ② 広島県内最大手の事業規模

イーシーサービスは、コンクリートカッター22 台など、広島県内の切断穿孔業では最大規模の建設機械を取り揃えている。このため 10 台以上のコンクリートカッターを同時に投入するような大規模な現場を押さえるなど、当地では規模・施工品質ともに業界を牽引する地位にある。

### ③ 営業エリア各地の道路特性データ

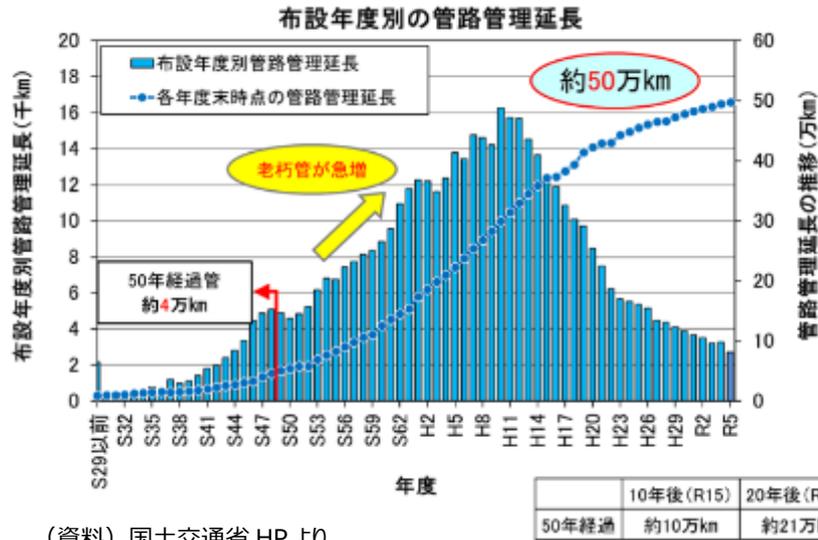
舗装路は、地域によって使用素材や特性が変わる。イーシーサービスは、長年に亘るエリア別のデータ蓄積と施工実績から、エリアの特性を考慮した高い品質の施工を提案することが可能であり、発注者からの信頼が厚い。

### ④ グループ会社（カサノ工業）との連携

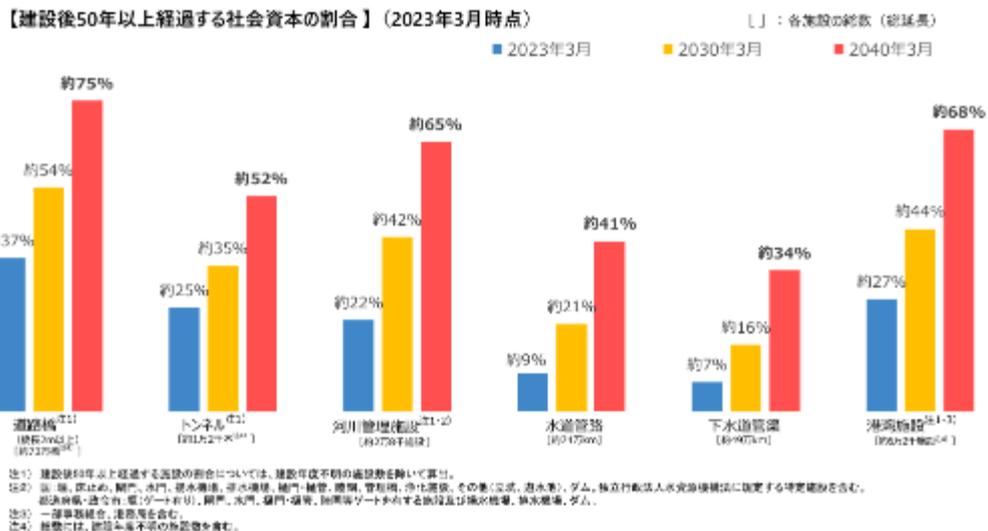
カサノ工業は 1980 年の設立からコンクリートカッターを開発・製造している。開発したコンクリートカッターは、様々な特許を取得しており、その件数は 10 件を数える。現在、カサノ工業では開発・製造とともに、メンテナンスやメンテナンスに伴う部品製造、各種改良なども実施しており、開発・製造に関するノウハウを蓄積している。

## 2-5. 業界動向

国土交通省によると 2023 年度末における、全国の下水道管路の総延長は約 50 万 km（都市下水路を除く）であり、標準耐用年数 50 年を経過した管路の延長約 4 万 km（総延長の約 7%）が、10 年後（2033 年度末）は約 10 万 km（約 20%）、20 年後（2043 年度末）は約 21 万 km（約 42%）と今後は急速に増加する。

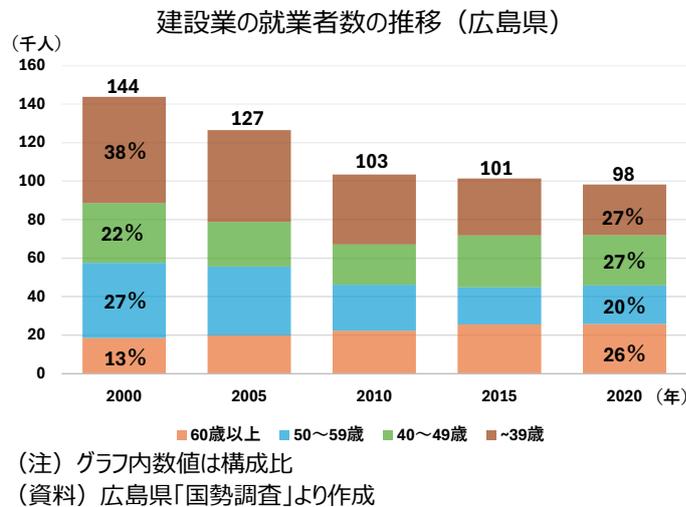


2025 年 1 月 28 日、埼玉県八潮市で流域下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が発生し、トラックが巻き込まれ、約 120 万人に下水道（洗濯や入浴）の使用自粛が求められるなど、地域に大きな影響を及ぼした。このような下水道管に起因する道路陥没等は、2022 年度には全国で、約 2,600 件発生している。



また、下水道だけではなく、高度経済成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、上水道、港湾等について、建設後 50 年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなることから、今後、切断穿孔業への需要は増加することが見込まれる。

一方、建設業はかねてより労働力不足が深刻な課題となっている業種のひとつである。2024年4月の「時間外労働上限規制」の適用開始に伴う労働時間の減少を受け、さらなる人手不足の深刻化や工期の遅れ、工事品質の低下などが懸念されている。



広島県の建設業における就業者数は、2000年の144千人から2020年には98千人へと約3割減少し、年齢層別の割合をみると40歳未満（38%→27%）が低下する一方で、60歳以上の割合（13%→26%）が大きく上昇している。

## 2-6. 新製品の開発

イーシーサービスでは現在、省力化、軽作業化、環境負荷低減化を実現する新型コンクリートカッター（以下、「新型カッター」という）の開発を進めている。

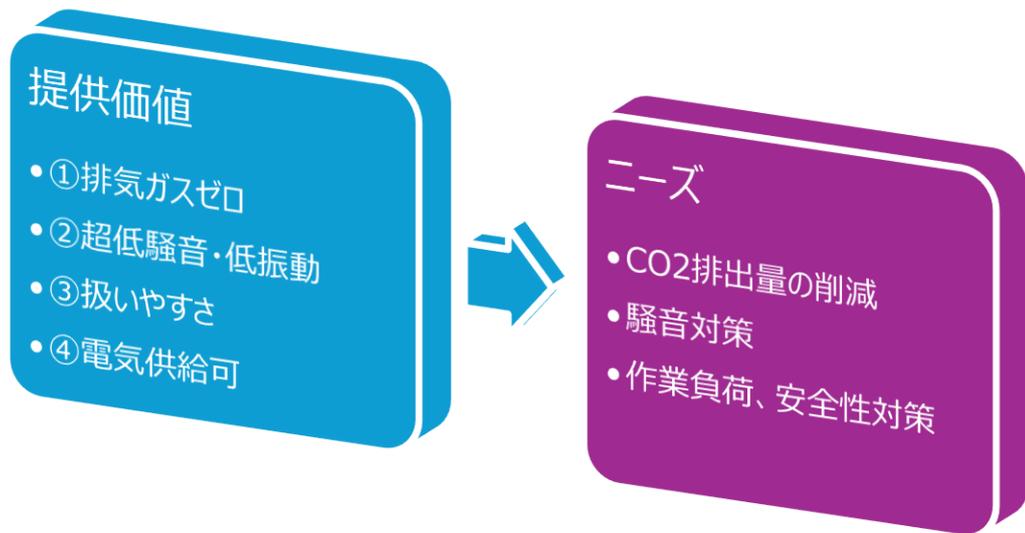
新型カッターの開発を進める背景には、①省エネやCO<sub>2</sub>排出の少ない機械へのニーズの高まり、②エンジン音に加え切断箇所の騒音に対する低騒音仕様の機械\*が求められていることなど、コンクリートカッターに求められる各種基準の高度化が挙げられる。

\*国土交通省は、騒音・振動が相当程度軽減された建設機械を「低騒音型・低振動型建設機械」として指定を行い、建設現場の低騒音化を推進している。低騒音型建設機械のうち、測定値が騒音基準値から6を減じて得た値を下回る型式の建設機械には、超低騒音型建設機械の標識を表示することができる。コンクリートカッターの騒音基準値は86dBである。

また現行のコンクリートカッターはおよそ600kgの重量があり、①取扱いに相当な技術と体力を要すること、②作業者の足腰に大きな負担がかかること、③搬送トラックへの積み下ろし作業に危険が伴うなど、作業負荷や安全性に関する課題がある。このため、実態としてコンクリートカッターを取り扱えるのは、体力のある男性に限定され、操作技術を習得するのに3～4年の期間を必要としている。

新型カッターの提供価値は、①エンジンを使用しないためCO<sub>2</sub>を排出しない、②モーターで駆動するため超低騒音・低振動を実現する、③電子制御となることから細かな出力調整が可能となる、④大型バッテリーを搭載するため工事現場における電気供給が可能となる、などである。

③電子制御による操作性の向上については、これまで熟練者の技術と経験により機械を操作・調整していたものを、初心者でも扱いやすくなることから、イーシーサービスは女性の働く場の提供にも貢献したいと考えている。④大型バッテリーの搭載については、新型カッターは大規模災害発生時に構築物などを切断できることに加え、蓄電池として電力供給の役割を果たせるものと期待される。



イーシーサービスが「機械を自社で開発する」ことができるのは、カサノ工業が開発・製造のノウハウを蓄積していることが大きく寄与している。また開発の過程においては、現場オペレーターの気付きや要望を即座にフィードバックできることが強みとなっている。

イーシーサービスが新型カッターの開発に着手した最大の理由は、業界において熟練工の高齢化・減少が著しく、このままでは切断穿孔業が立ち消えるという危機感を持ったことにある。こうした業界全体の課題解決のために機械の開発を進める姿勢は、「日本のインフラを安全に確実に次世代へ提供し続けることに貢献してまいります。～その為の技術とノウハウを次世代へ引き継いでいく事が我々の使命であると考えます～」という企業理念に基づいている。

### 3. サステナビリティ活動

#### 3-1. 社会面での活動

##### (1) 自然災害

イーシーサービスが所属している「ダイヤモンド工事業協同組合」（以下、「DCA」という）は、全国の各地方整備局と「災害時応急対策業務に関する協定書」を締結し、大規模災害が発生した際に災害復旧に協力することを約束している。

イーシーサービスでは、業務に使用する発電機やタンクのほか井戸を保有しており、災害時の生活用水の供給等に貢献できる体制が整っている。また 2018 年 7 月に発生した豪雨災害では、社員が自主的に冠水などで渋滞が発生した近隣道路の交通整理を行うなど、地道な地域貢献の一端を担っている。

イーシーサービスは、自然災害を誘発するような建設には関わっていない。今後は、災害や事故等の緊急事態が発生した際に、自社が重要な業務を中断させない、または可能な限り早く復旧させることを目的とした BCP（事業継続計画）を 2027 年 5 月期までに策定する計画である。

##### (2) 健康及び安全性

###### ① 労働条件

イーシーサービスは、現在第 2, 4 土曜日を休日とする週休二日制であり、年間休日は 106 日で、令和 6 年就労条件総合調査（以下、「就労調査」という）による企業平均 112.1 日を下回る。2026 年度からは毎週土曜日を休日とする週休二日制とし、年間休日を 120 日程度とする予定である。

有給休暇取得日数の 2024 年実績は、就労調査による建設業の労働者一人平均 10.8 日を下回り、時間外労働の 2024 年実績は、毎月勤労統計調査令和 6 年度分結果確報（厚生労働省）による建設業の所定外労働時間 13.4 時間／月を下回る。

イーシーサービスでは、変形労働時間制の活用、部門間の業務の平準化（工場勤務の 3 名は現場オペレーター業務が可能）、見積書・請求書作成のシステム化、社内 SNS ツールの活用などにより、業務の効率化アップを図っている。今後は、業務プロセスのデジタル化による書類管理や進捗共有による効率化（受注進捗管理や勤怠管理のシステム化、既にシステム化されている見積書・請求書作成システムの稼働アップなど）を進め、毎週土曜日を休日とする週休二日制への移行を進めつつ、有給取得日数については 2031 年 5 月期までに 7 日／年とする計画である。

###### ② 労災事故防止の取組み

切断穿孔工事の特性として「ひとり作業」が多いことから、イーシーサービスでは作業員すべてが主任技術者たる「登録基幹技能者」として自身が現場・自分の安全対策を施せることを目標としている。その方策として、「振動工具取扱作業員安全衛生教育」（主催：一般財団法人中小建設業特別教育協会）の随時受講に加え、以下の通り、段階的なプログラムによる安全教育を実施している。

対象者の業務経験	内容	主催者
i. 全員（年 1 回）	業務安全講習会の受講	DCA
ii. 3 年	厚生労働省認定技能審査試験受験	DCA
iii. 5～7 年	職長・安全衛生責任者教育の受講 （修了者は 2025 年 12 月末現在 16 名） 職長・安全衛生責任者能力向上教育の受講（5 年毎）	（一財）中小建設業 特別教育協会
iv. 10 年以上	登録切断穿孔登録基幹技能者講習の受講	DCA

こうした安全教育に加え、月 1 回ミーティングを開き、労働安全衛生にかかる周知事項の徹底を図っている。ミーティングに参加できなかったメンバーに対しては、社内 SNS ツールを活用して周知を徹底している。こうした活動の積み重ねにより重大な労働事故の発生は、過去 5 年間で 3 年前の 1 回にとどまっている。

### ③ 健康経営

イーシーサービスは、2023 年 5 月に「ひろしま企業健康宣言」（全国健康保険協会）にエントリーし、2025 年 10 月には感染症予防対策や運動機会の増進を主な内容とする「健康経営優良法人」（経済産業省）の認定申請を行った。

具体的な施策としては、従業員の健康維持・増進に向けて、毎年の定期健診と結果フォローの実施、3 年毎の会社費用負担による人間ドックの実施（希望者全員）、インフルエンザワクチンの費用補助、損保会社のサービスを活用した健康相談窓口の設置と従業員家族へのチラシ案内など利用促進策の実施、健康器具を設置した休憩所（本社事務所内）やマッサージ機を設置した仮眠室（アパートの 1 室）の提供などを行っている。

このほかウェルビーイングの一環として、年 1 回の独自の社員向けアンケート、ストレス低減を目指した適材適所の人材配置、従業員全員の匿名投票による年間 MVP 制度などを行っている。

社員アンケートの質問項目は、①来年の目標、②休暇に対する満足度、③夜勤の可否（夜勤は全体業務の 25% くらいを占める）、④給与について、⑤相談事項の 5 項目で、これに基づき社長による個別面談を実施している。

### ④ 法令遵守

法令遵守やハラスメント防止に関して就業規則に規定はあるものの、これまで具体的な従業員教育は実施していない。他社社員も多数集う現場においては、コンプライアンスの徹底やハラスメント防止対策が益々重要性を増しており、今後は外部講師による全員参加の研修の受講などにより社内へ浸透させていく方針である。

## (3) 教育、社会的保護

### ① 技術承継

新人に対する実技指導は、マンツーマンの OJT で行われる（3～6 か月）。ベテラン社員は、新人に限らずスキルの足りない若手に対して、空き時間を利用して自主的にコンクリートカッターの切断練習などの指導を行っている。

但し、ベテラン社員も人によって操作手法に癖があり、指導を受ける側が混乱する一面もあるため、今後、現在開発中の新型カッターに関してはマニュアルを作成する予定である。新型カッターはこれまで作業員が感覚で行っていたことの数値化を進めており、マニュアル化に適している。また、機械整備に関しては動画マニュアルの導入を検討している。

### ② 資格取得支援

国土交通省が推進している技能者（専門工事業者）の処遇改善と技能の研鑽を図ることを目指す「建設キャリアアップシステム（CCPS）」に、イーシーサービスはいち早く取り組み、専門工事業を支える優秀な担い手と若年技能者の確保・育成に努め、優秀施工者国土交通大臣顕彰者（建設マスター）や登録切断穿孔技能者の輩出を目指している。資格取得目標としては、下表のとおり取得者を増やしていく計画である。

#### 【資格保有者】

	2025 年 12 月現在	増員計画
建設マスター	2 名	—
登録基幹技能者	10 名	2030 年 5 月期までに 1 名増員
1 級土木施工管理技士	1 名	—
2 級土木施工管理技士	5 名	—
コンクリート等切断穿孔技士	13 名	2028 年 5 月期までに 2 名増員

建設マスターは、建設産業に従事している現役の技能者の中で、卓越した技能・技術を有している「ものづくりの名人」である。建設マスターが工事に従事すると、総合評価落札方式の加点となるため、発注先からのニーズが高い。

登録基幹技能者は、熟達した作業能力と豊富な知識をもつとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者のうち認定資格を受けた者であり、実務経験年数 10 年以上を要する。

1 級土木施工管理技士は、イーシーセルビスは元請会社ではないので必須ではないが、受注のための体制整備として備えておきたい資格である。現在保有者 1 名は 60 代と高齢であり、次の取得者の養成を急ぎたいと考えている。

コンクリート等切断穿孔技士は、コンクリート等切断穿孔に関わる専門性の高い技術を身につけた証明となる資格であり、実務経験年数 3 年以上を要する。

なお、交通費も含め受験費用は、会社負担とし、受験回数は問わないこととしている。

### ③ マネジメント層の育成

マネジメント層を対象に、若年層をいかに指導していくか、育て方の習得・コーチングを目的としたマネジメント研修を導入する計画である。

### (4) 雇用、社会的保護、ジェンダー平等、民族・人種平等、年齢差別、その他の社会的弱者

近年の採用数は、2 年に 1 人のペースで、今後もこのペースを維持する方針である。現状、採用後 3 年間の離職率は 0%を維持している。

女性従業員は社長を除いて 3 名で、いずれも総務管理部門に配属されている。将来的には、現在開発中の新型カッターのリリースに伴って、現場オペレーターとして女性の雇用機会の増加に貢献したいと考えている。

制度面では、休業制度として育児・介護休業規程を制定しているが、育児休業については、女性も含めてこれまで対象者がいなかったため適用実績がない。今後は、対象者が現れる可能性があり、体制確保のために業務の効率化を更に進める必要がある。

65 歳以上の高齢者は 2 名在籍する。制度的には 60 歳定年制で、65 歳まで嘱託として再雇用契約を結ぶこととしている。65 歳以上は嘱託再雇用の延長である。

外国人についても門戸を広げる計画であり、外国人就労者支援企業と連携し採用の検討を進めている（2027 年 5 月期は面接を予定している）。外国人採用に当たっては、文化や宗教など受入れ側の教育が重要だと認識している。外国人には将来、技術や機械を自国に持ち帰ってほしいと考えている。

障がい者については、過去に 1 名雇用実績があり、今後も機会があれば採用を検討する。

### (5) 文化と伝統

これまで文化財保護にかかる受注として、饒津（にぎつ）神社（広島市）や清水寺、平安神宮（京都市）などの参道に景観工法化粧目地切断の施工実績がある。発注先から技術力の高さを評価されているものであり、腕の良いオペレーターが在籍する強みが活かされている。

饒津神社の参道



清水寺の参道



平安神宮の参道



(資料) イーシーセルビス HP、会社パンフレットより

---

## (6) 賃金、社会的保護

イーシーサービスでは、従業員の資産形成に資する iDeCo プラスの加入や登録基幹技術者に対する資格手当の毎月支給を実施している。

従業員の家庭において、配偶者がパートに出なくてもよい、子どものやりたいことを制限しなくてもよい、経済環境の構築を目指しており、2035年（1～12月算定）までに2025年比45%引き上げる計画である。

## 3-2. 社会経済面での活動

### (1) インフラ整備

イーシーサービスは、本業として舗装道路の修繕や上下水道・電気・通信共同溝などの埋設工事及び地下鉄工事などの初期段階で欠かせないコンクリート・アスファルト舗装切断工事、高速道路や空港滑走路でのスリップ止め（グルーピング）や融雪排水溝切り工事などを行っており、今後かかる社会インフラ維持・修繕工事の増大が見込まれるなか、安全・確実な社会インフラの次世代への引継ぎに貢献する方針である。

### (2) 地域貢献

2025年6月、地域貢献型の私募債を発行し地域の保育園に遊具を寄贈した。

## 3-3. 自然環境面での活動

### (1) 気候の安定性

イーシーサービスは、CO2排出量の削減策として、事務所や工場の照明をすべてLEDライトに切り替え、営業車両4台はすべてハイブリッド車を導入している。

開発中の新型カッターは、将来的には外販普及を目指す。当面は自社での使用によりCO2排出量の削減を目指す。

### (2) 水域、土壌、生物種、生息地、廃棄物

舗装の切断作業時に発生する排水の処理については、国土交通省より「舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について」が事務連絡により、以下の通り通達されている。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む</li><li>・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込むこと等により適正に対応されたい。</li></ul> |
|--|

排出事業者（元請事業者）が下請け施工業者にその処理を委託した場合は、下請け施工業者が適正な産業廃棄物処理業許認可事業者であることが前提となるが、イーシーサービスは全車両に密閉式タンクを搭載し、汚水の収集運搬ができるよう配備しており、中国5県、大阪、兵庫、福岡、愛媛、香川、徳島の各府県で、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている。

また本社（広島市）、岡山事業所（倉敷市）には中間処理施設を設置し、沈殿分離方式により汚水を減量化したのち、産業廃棄物処理業者にリサイクル処理を委託している。広島市と倉敷市で産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受け、中間処理施設の中和装置で適切処理を行っており、上述の通達内容に準拠している。

このほか護岸コンクリートのメンテナンスや撤去工事など、汚水を発生してはいけない特殊現場では、カサノ工業が開発した冷却水を使わず廃棄物の排出を抑えたドライ工法で対応している。

---

### (3) 資源強度

イーシーサービスは、FSC 認証のコピー用紙の使用や見積書・請求書のシステム化によるペーパーレス化を推進している。

### (4) 騒音

舗装切断工事は、一般生活居住区と接近した工事現場が多く、また主要道では夜間の施工が行われるため、騒音の低減化が求められている。イーシーサービスで使用しているコンクリートカッターは、国土交通省の「超低騒音型建設機械」の指定を受けている。また、舗装切断の際に用いられる刃、ダイヤモンドソードブレードにも静音タイプをそろえている。

中間処理施設を設置した建屋



(資料) 広島銀行撮影

## 4. 包括的分析

### 4-1. UNEP-FI のインパクト分析ツールを用いた分析

イーシーサービスの事業を国際標準産業分類における「4390 その他専門工事業」として整理した。

UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて分析した結果、「住居」、「雇用」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」に関するポジティブ・インパクトが抽出され、「現代奴隷」、「自然災害」、「健康および安全性」、「社会的保護」、「民族・人種平等」、「その他の社会的弱者」、「気候の安定性」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」に関するネガティブ・インパクトが抽出された。ポジティブ・ネガティブの両面でのインパクトとしては「賃金」が抽出された。

社会（個人のニーズ）		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（ ポジティブの増大 青    ネガティブの緩和 赤    ポジティブ／ネガティブ両方 黄 ）

## 4-2. 個別要因を加味したインパクトエリア／トピックの特定

次に事業活動等個別要因を加味して、イ－シーセルビスのインパクトエリア／トピックを検討した。その結果、サステナビリティ活動に関連のあるポジティブ・インパクトとして「教育」、「文化と伝統」を、ネガティブ・インパクトとして「ジェンダー平等」、「年齢差別」、「水域」を追加した。

ポジティブ・インパクトとして抽出された「住居」は住宅に関する工事を行っていないことから、「零細・中小企業の繁栄」は下請け業者等協力を会社を持たないことから、ネガティブ・インパクトとして抽出された「現代奴隷」は事業活動において強制労働を行っていないことから、対象から削除した。

### 個別要因を加味し特定されたインパクトエリア／トピック

インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	4390 その他専門工事業 100%		個別要因を加味し特定された インパクトエリア／トピック	
			Positive	Negative	Positive	Negative
社会（個人 のニーズ）	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隷		○		
		児童労働				
		データプライバシー				
		自然災害		○		○
	健康および安全性	—		○		○
	資源とサービスの入手可能性、 アクセス可能性、手ごろさ、品質	水				
		食料				
		エネルギー				
		住居	○			
		健康と衛生				
		教育			○	
		移動手段				
		情報				
		コネクティビティ				
		文化と伝統			○	
	ファイナンス					
	生計	雇用	○		○	
		賃金	○	○	○	○
社会的保護			○		○	
平等と正義	ジェンダー平等				○	
	民族・人種平等		○		○	
	年齢差別				○	
	その他の社会的弱者		○		○	
社会経済 （人間の集 团的ニ－ ズ）	強固な制度・平和・安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
		零細・中小企業の繁栄	○			
	インフラ	—	○		○	
	経済収束	—				
自然環境 （プラネタ リーバウン ダリー）	気候の安定性	—		○		○
	生物多様性と生態系	水域				○
		大気				
		土壌		○		○
		生物種		○		○
		生息地		○		○
	サーキュラリティ	資源強度		○		○
	廃棄物		○		○	

#### 4-3. 特定されたインパクトエリア／トピックとサステナビリティ活動の関連性

##### (1) 社会面のインパクト

インパクトエリア・トピック/インパクトの別	テーマ	取組内容
自然災害/ネガティブ	BCP策定	災害発生時に持続可能な事業運営を行っていくため、BCP（事業継続計画）の整備を行う
健康および安全性/ネガティブ	1.労働安全衛生 2.健康経営、働きがい	1.労働災害事故の防止を徹底する 2.働き方改革の実践など従業員が心身ともに健康に働ける職場を提供する
健康および安全性/ネガティブ	コンプライアンス遵守	定例的なハラスメント教育の実施
教育/ポジティブ 賃金/ポジティブ 社会的保護/ネガティブ	人材育成	人材育成体制の整備・強化、従業員の資格取得支援、登録基幹技術者への資格手当支給などを実施する
文化と伝統/ポジティブ	文化財保護活動	饒津神社（広島市）や平安神宮（京都府）など神社仏閣の参道に景観工法化粧目地切断の施工を実施している （なお、すでに定着した取組みとして十分な活動が継続して行われているのでKPIは設定しない）
雇用/ポジティブ 社会的保護/ネガティブ ジェンダー平等/ネガティブ	DE&I	現状、性別による採用や労働環境における差別がなく、今後、多様な人材が活躍できる職場の実現に向け、各種制度の整備と利用促進を行う
雇用/ポジティブ 民族・人種平等/ネガティブ	DE&I	現状、人種等による採用や労働環境における差別がなく、多様な人材が活躍できる職場の実現に向け、各種制度の整備と利用促進を行う （なお、先住民への侵害行為は認められず、外国人採用に向けた具体的な活動を実施していることからKPIは設定しない）
雇用/ポジティブ 年齢差別/ネガティブ	DE&I	現状、年齢による採用や労働環境における差別がなく、多様な人材が活躍できる職場の実現に向け、各種制度の整備と利用促進を行う （なお、高齢者再雇用の実施などすでに定着した取組みとして十分な活動が継続して行われているのでKPIは設定しない）
雇用/ポジティブ その他の社会的弱者/ネガティブ	DE&I	現状、障がいの有無による採用や労働環境における差別がなく、多様な人材が活躍できる職場の実現に向け、各種制度の整備と利用促進を行う （なお、過去に障がい者を雇用した実績があり、受入れ体制は整っていることからKPIは設定しない）
賃金/ネガティブ	賃上げ	働きがい向上や従業員の豊かな生活に向けて給与水準の改善を図る

(2) 社会経済面のインパクト

インパクトエリア・トピック/インパクトの別	テーマ	取組内容
インフラ/ポジティブ	インフラ維持	舗装道路の修繕や上下水道・電気・通信共同溝などの埋設工事の初期段階で欠かせないコンクリート・アスファルト舗装切断工事の遂行 (なお、すでに定着した取組みとして十分な活動が継続して行われているのでKPIは設定しない)

(3) 自然環境面のインパクト

インパクトエリア・トピック/インパクトの別	テーマ	取組内容
気候の安定性/ネガティブ	環境負荷低減	環境に貢献する新型カッターの自社開発
水域/ネガティブ 土壌/ネガティブ 生物種/ネガティブ 生息地/ネガティブ 廃棄物/ネガティブ	環境保護、汚染防止	舗装の切断作業時に発生する排水の適切処理 (なお、すでに定着した取組みとして十分な活動が継続して行われているのでKPIは設定しない)
資源強度/ネガティブ	天然資源の持続的利用	FSC認証のコピー用紙の利用 ペーパーレス化の推進 (なお、すでに定着した取組みとして十分な活動が継続して行われているのでKPIは設定しない)

## 5. KPI 設定

特定されたインパクトエリア／トピックのうち、社会・社会経済・自然環境に対して一定のインパクトが想定され、イーシーサービスの経営の持続可能性を高める項目について、以下の通り KPI を設定した。また、設定した KPI のうち目標年に達したものについては、再度の目標設定等を検討する。

### (1) 社会面

インパクトエリア・トピック／インパクトの別	自然災害／ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	BCP 策定
取組内容	災害発生時に持続可能な事業運営を行っていくため、BCP（事業継続計画）の整備を行う
SDGs との関連性	<p>11.b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う</p> 
KPI（指標と目標）	2027 年 5 月期までに BCP（事業継続計画）を策定する 策定後は 3 年ごとに見直しを行う

インパクトエリア・トピック／インパクトの別	健康および安全性／ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	<ol style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生</li> <li>健康経営、働きがい</li> </ol>
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>労働災害事故の防止を徹底する</li> <li>働き方改革の実践など従業員が心身ともに健康に働ける職場環境を提供する</li> </ol>
SDGs との関連性	<p>3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する</p> <p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する</p>  
KPI（指標と目標）	<ol style="list-style-type: none"> <li>重大な労働災害発生件数 0 件を維持する</li> <li>2026 年 5 月期までに健康経営優良法人を取得する 取得後は継続して認定取得する</li> <li>2031 年 5 月期までに有給休暇取得日数 7 日/年以上とする</li> </ol>

インパクトエリア・トピック/ インパクトの別	健康および安全性/ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	コンプライアンス遵守
取組内容	定例的なハラスメント教育の実施
SDGsとの関連性	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する 
KPI (指標と目標)	2026年5月期よりコンプライアンス研修、ハラスメント研修を各々年1回以上実施する

インパクトエリア・トピック/ インパクトの別	教育/ポジティブ・インパクトの増大 賃金/ポジティブ・インパクトの増大 社会的保護/ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	人材育成
取組内容	人材育成体制の整備・強化、従業員の資格取得支援、登録基幹技術者への資格手当支給
SDGsとの関連性	4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる 
KPI (指標と目標)	2030年5月期までに2025年12月末対比登録基幹技能者1名増 2028年5月期までに2025年12月末対比コンクリート等切断穿孔技士2名増とし、達成以降は資格取得者数を維持する

インパクトエリア・トピック／インパクトの別	雇用／ポジティブ・インパクトの増大 社会的保護／ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	DE&I
取組内容	多様な人材が活躍できる職場の実現に向け、各種制度の整備と利用促進を行う
SDGs との関連性	<p>8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する</p> <p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する</p> 
KPI（指標と目標）	2036 年 5 月期までに従業員数 32 名に増員する 新規採用者 3 年以内の離職率 0%を維持する 男性育児休業取得率 100%実施する（該当者がいない場合は達成したものとみなす）

インパクトエリア・トピック／インパクトの別	賃金／ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	賃上げ
取組内容	働きがい向上や従業員の豊かな生活の実現に向けて、給与水準の改善や人事評価、給与体系の見直しを図る
SDGs との関連性	<p>8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する</p> <p>10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する</p>  
KPI（指標と目標）	2036 年 5 月期までに従業員の平均年収を 2026 年 5 月期比 45%引き上げる（各決算期の前年 1～12 月で算定、毎年の目標額を設定のうえモニタリングを実施する）

(2) 自然環境面

インパクトエリア・トピック/ インパクトの別	気候の安定性/ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	環境負荷低減
取組内容	CO2 排出量の削減に貢献する新型カッターの自社開発
SDGs との関連性	<p>7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる</p> <p>12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する</p> <p>13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する</p> <p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>12 つくる責任 つかう責任</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> </div> </div>
KPI（指標と目標）	新型カッターの自社利用として、2030 年 5 月期までに 5 台導入する 達成後は台数 5 台以上を維持する

---

## 6. マネジメント体制

最高責任者	代表取締役 笠原 恵視子
管理担当者	堤中 徳岳

イーシーサービスは、本ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役である笠原氏が最高責任者として、堤中氏が中心となり、当社の事業活動や取組みを整理して、インパクトリーダーや SDGs との関連性（ターゲット）、KPI の設定について検討を実施していく。

本ファイナンス実行後についても、笠原氏と堤中氏が中心となり、広島銀行の関係者とも連携を図り、従業員とともに KPI 達成に向けた取組みを実践していく。

## 7. モニタリング

本ファイナンスの実行に際し設定した KPI については、イーシーサービスと広島銀行が少なくとも年に 1 回の頻度でその進捗状況及び達成状況を確認する。

広島銀行は、自行が持つノウハウやネットワークを最大限に活用し、当社の KPI 達成を適宜サポートする予定である。

モニタリング期間中に一度達成した KPI については、その後も引き続き達成水準を維持または前進していることを確認する。なお、当社の事業環境の変化等により設定した KPI が実情にそぐわない状況になった場合には、当社と広島銀行が協議し、再設定を検討する。

---

### 本評価書に関する重要な説明

1. 広島銀行は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する株式会社イーシーサービスから供与された情報と、広島銀行が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
2. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<本件に関する問い合わせ先>

株式会社広島銀行

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町 1 丁目 3-8

TEL : 082-504-3810



## 第三者意見書

2026年2月27日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社イーシーサービスに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社広島銀行

評価者：株式会社広島銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社広島銀行（「広島銀行」）が株式会社イーシーセルビス（「イーシーセルビス」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、広島銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。広島銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、広島銀行にそれを提示している。なお、広島銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

### ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

広島銀行は、本ファイナンスを通じ、イーシーセルビスの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、イーシーセルビスがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

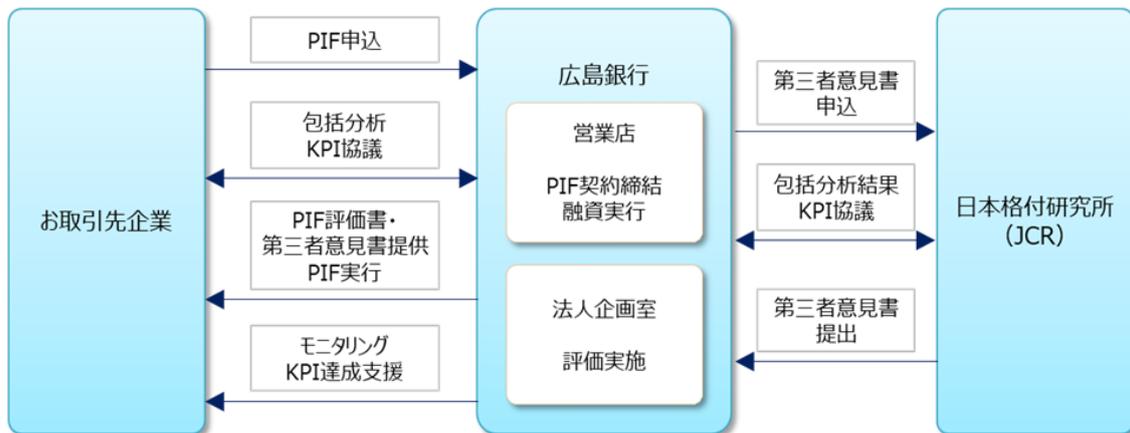
### ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、広島銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

<sup>1</sup> 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 広島銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：広島銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、広島銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、広島銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

### ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て広島銀行が作成した評価書を通して広島銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

### ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、広島銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるイーシーセルビスから貸付人・評価者である広島銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable  
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

---

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

---

菊池 理恵子

担当アナリスト

川越 広志

---

川越 広志



## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。  
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。  
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル